

電話リレーサービス普及啓発のための学習会

12月2日(土) 於 鳥取県西部総合事務所

電話リレーサービスってご存知ですか？全日本ろうあ連盟の啓発普及推進事業は、日本財団の助成事業を受けて行われています。現在行われているのは四か所（千葉・滋賀・熊本・沖縄）ですが、今後、全国8か所の聴覚障害者情報提供施設で担っていくという計画があります。

これは通信サービスなのか、福祉サービスなのか？日本財団のモデルプロジェクトでは、通信サービスとして即時双方向のサービスですが、厚生労働省の方針は福祉サービスとして、聴覚障害者が一人で電話をかけられるように、聞こえない人が聞こえる人に電話をする際に利用できる制度としています。

これを制度として情報提供施設で担っていくには、法的な位置づけが必要ともなります。

当日のデモンストレーションで、実際に電話リレーサービスを受ける様子も見る事ができました。先日のセンターまつりでは、電話リレーサービスではありませんが、東京の民間団体の遠隔手話通訳を利用した健康相談も行われました。スマホやタブレットが普及して、制度も大きく変わろうとしている今、こうした制度を利用するための講習や啓発が必要なのではないかと思いました。（大久保）

中四国ブロック意思疎通支援者養成担当職員研修会

12月8日(金) 於 岡山きらめきプラザ 参加者15名

中国5県、四国4県、合わせて9県の聴覚障害者情報提供施設の意思疎通支援者養成担当職員が集まって、手話通訳者養成講座の持ち方等について情報交換や意見交換を行いました。

「通訳者養成講座Ⅲの実習場面の設定方法」「受講資格」「修了条件」「全国统一試験の費用負担」「指導講師の確保」「指導講師の指導力の向上」など、各県で悩んでいることや困っていることなどを中心に、各県の状況や情報を出し合いました。

各県の様子を聞きながら、本当に地域によって考え方や体制が異なるのだと改めて思われました。

者養成の開催場所が一か所のところもあり、また者養成ⅠとⅡは隔年で行うのところが多かったです。その中で、者養成Ⅰも者養成Ⅱも県内4か所で行うことができている広島県は、どちらかという恵まれた環境にあると感じました。しかし、開催場所が多い分、講師料を十分に出せていないのも現状です。

また、他県では、修了基準が昨年度まで出席率100パーセント（他県の様子を聞いて、今年度は80パーセントに緩めたそうです）や、5分の遅刻も許されないなど、とても厳しい基準で行っているところもあり、「通訳者をしっかり育てなくては」という気概に襟を正される思いがしました。

センターの役割やあり方についても、とても考えさせられる研修会でした。（松岡・大久保）

〔岡山県聴覚障害者センター〕



おじゃましました(5)

お隣の岡山県にある岡山県聴覚障害者センターにおじゃましました。センターのある「きらめきプラザ」には、他の福祉団体・機関も入居しています。1階には喫茶店もあり、何かと利用しやすい環境にあります。「喫茶店などホッとできる環境も欲しいなあ」と思った今回の訪問です。

(MとO)